

戸建て木造住宅耐震改修等事業

利用の手引き（令和7年度）

■受付期間

令和7年5月15日（木）から令和7年8月29日（金）まで

※先着順で、予算が終り次第終了

■完了期限（完了実績報告書の提出期限）

令和8年1月30日（金）まで

※ 決定通知前に契約したものは、補助金の対象外です



[お問合わせ・申し込み先]

宇土市 都市整備課 建築住宅係
〒869-0492 熊本県宇土市浦田町 51
電話：0964-27-3332
FAX：0964-22-6031

目 次

○ 事業の概要	・・・ P 1
○ 補助対象となる要件等	
・ <u>耐震改修<設計のみ></u> の場合	・・・ P 2
・ <u>耐震改修<工事のみ> 及び<設計+工事></u> の場合	・・・ P 3～4
・ <u>建替え<工事のみ> 及び<設計+工事></u> の場合	・・・ P 5～6
○ 手続きの流れ、提出書類等	
・ <u>手続きの流れ(A)</u>	・・・ P 7～10
・ <u>手続きの流れ(B)</u>	・・・ P 11～16
○ 耐震シェルター工事の補助制度について	・・・ P 17～21
○ その他の手続きについて	・・・ P 22
○ よくある質問	・・・ P 23～25

事業の概要

1. 趣 旨

戸建て木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、「耐震改修設計」「耐震改修工事」「建替え工事」および「耐震シェルター工事」を行う方に対し、予算の範囲内で費用の一部を補助します。

2. 補助金の種類

- ◆ 耐震改修設計費及び改修工事費補助
- ◆ 建替え設計費及び建替え工事費補助
- ◆ 耐震シェルター工事費補助

耐震改修〈設計のみ〉の要件等について

1. 対象者

市税等を滞納していない者で、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの

- ① 補助事業の対象となる住宅を所有する者
- ② 中古住宅を購入し、自ら居住する見込みである者
- ③ 当該住宅に居住している住居所有者の2親等以内の親族

2. 対象住宅

次の全てに該当するもの（※これらの他に各事業の個別の要件もあります。）

- ① 宇土市内に存する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの（店舗等の用途を兼ねる場合は、住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のものに限る）
- ② 在来軸組構法、枠組壁工法または伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの
- ③ 平成12年5月31日以前に着工したもの、または熊本地震で罹災したことが確認できるもの（罹災証明書）
- ④ 補助事業者以外に所有権を有しているものが存する場合、その全員から補助事業の実施について承諾が得られていること。

3. 対象経費

上部構造評点を1.0以上にするために行う改修計画・設計又は建替え設計で、次のようなものが対象となります。

- ◆ 補強の実施案の作成
- ◆ 耐震改修工事の設計図書の作成
- ◆ 現況の各階平面図の作成
- ◆ 補強の実施案を作成するために、追加調査及び耐震診断書の作成
- ◆ 耐震改修工事費の積算
- ◆ 建替えに係る設計、建替え工事費の積算 など

その他、対象になるか不明なものは、個別でご相談ください。

4. 補助率及び補助金の額

補助対象工事経費に補助率（3分の2以内）を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い方の額（千円未満は切捨て）

5. その他の条件

- ・ 耐震改修設計は、耐震改修設計者が実施するものであること
- ・ 耐震改修計画が地震に対して安全な計画となっていること
- ・ 地方自治体または一般財団法人日本建築防災協会が開催する木造住宅耐震診断講習会の修了証の交付を受けた建築士であること（一級建築士、二級建築士及び木造建築士）
- ・ 補助対象住宅が、建築基準法に係る違反のないもの
- ・ 過去にこの制度又はその他の補助金の交付を受けて耐震改修設計、耐震改修工事、建替え工事、耐震シェルター工事を行っていないもの

6. 手続きの流れ・・・P7～10の手続きの流れ(A)による。

耐震改修〈工事のみ〉及び〈設計+工事〉の要件等について

1. 対象者

市税等を滞納していない者で、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの

- ① 補助事業の対象となる住宅を所有する者
- ② 中古住宅を購入し、自ら居住する見込みである者
- ③ 当該住宅に居住している住居所有者の2親等以内の親族

2. 対象住宅

次の全てに該当するもの（※これらの他に各事業の個別の要件もあります。）

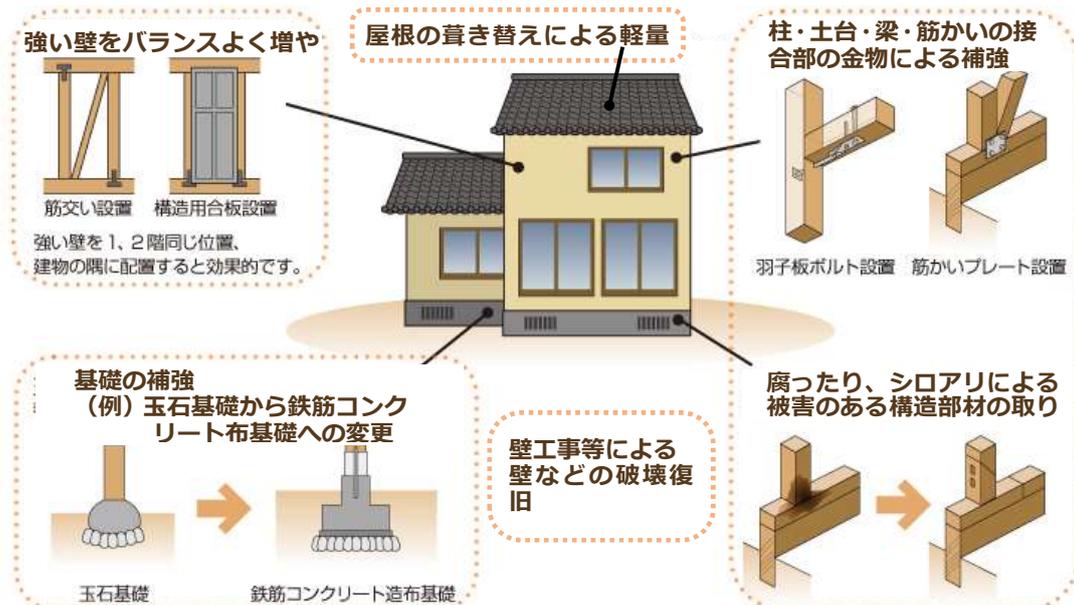
- ① 宇土市内に存する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの（店舗等の用途を兼ねる場合は、住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のものに限る）
- ② 在来軸組構法、枠組壁工法または伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの
- ③ 平成12年5月31日以前に着工したもの、または熊本地震で罹災したことが確認できるもの（罹災証明書）
- ④ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの
- ⑤ 補助事業者以外に所有権を有しているものが存する場合、その全員から補助事業の実施について承諾が得られていること。

3. 対象経費

補助対象となる耐震改修工事は、一般診断又は精密診断法による耐震診断により地震に対する安全性の評価を行った結果、上部構造評点が1.0未満の住宅を1.0以上にするための工事です。

また、耐震改修工事のための工事監理も補助対象となります。

主に次のような工事が該当します。



※ リフォーム工事は補助対象外ですが、耐震改修工事と同時に実施することは問題ありません。

耐震改修〈工事のみ〉及び〈設計+工事〉の要件等について

- ※ 耐震化のために必要な破壊復旧であっても、仕上材を現況のものよりも華美なものにする工事などは補助対象外となります。
- ※ 破壊復旧の範囲は必要最小限の部分が対象です。
(例：壁に筋交いを入れる場合、天井、床の対象範囲は壁から数10cm程度)
- ※ その他、対象となるか不明な工事については、個別にご相談ください。

4. 補助率及び補助金の額

(工事のみ)

補助対象工事経費に補助率(2分の1以内)を乗じて得た額又は60万円のいずれか低い方の額(千円未満は切捨て)

(設計+工事)

【緊急①】昭和56年5月31日以前に着工したもの、又は高齢者等(65歳以上、直近の年度の住民税が課税されていない世帯、または障がい者等で市長が認める者)居住世帯であるもの

補助対象工事経費に補助率(10分の9以内)を乗じて得た額、又は157.5万円のいずれか低い方の額(千円未満は切捨て)

【緊急②】昭和56年6月1日から平成12年5月31日までの間に着工したもの

補助対象工事経費に補助率(60分の53以内)を乗じて得た額又は132.5万円のいずれか低い方の額(千円未満は切捨て)

【一般】上記の緊急以外のもの

補助対象工事経費に補助率(5分の4以内)を乗じて得た額又は115万円のいずれか低い方の額(千円未満は切捨て)

5. その他の条件

- ・設計：耐震改修設計者が実施するものであること
- ・設計：地方自治体又は一般財団法人日本建築防災協会が開催する木造住宅耐震診断講習会の修了証の交付を受けた建築士であること。(一級建築士、二級建築士及び木造建築士)
- ・工事：耐震改修設計者が実施した耐震改修設計に基づくもの
- ・工事：耐震改修工事監理が工事監理をするもの
- ・耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となるもの
- ・補助対象住宅が、建築基準法に係る違反のないもの
- ・過去にこの制度又はその他の補助金の交付を受けて耐震改修設計、耐震改修工事、建替え工事、耐震シェルター工事を行っていないもの

6. 手続きの流れ

工事のみ・・・P7~10の手続きの流れ(A)による。

設計+工事・・・P11~16の手続きの流れ(B)による。

建替え〈工事のみ〉及び〈設計+工事〉の要件等について

1. 対象者

市税等を滞納していない者で、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの

- ① 補助事業の対象となる住宅を所有する者
- ② 中古住宅を購入し、自ら居住する見込みである者
- ③ 当該住宅に居住している住居所有者の2親等以内の親族

2. 対象住宅

次の全てに該当するもの（※これらの他に各事業の個別の要件もあります。）

- ① 宇土市内に存する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの（店舗等の用途を兼ねる場合は、住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のものに限る）
- ② 在来軸組構法、枠組壁工法または伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの
- ③ 平成12年5月31日以前に着工したもの、または熊本地震で罹災したことが確認できるもの（罹災証明書）
- ④ 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく被災者生活再建支援金の支給対象でないもの
- ⑤ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの
- ⑥ 補助事業者以外に所有権を有しているものが存する場合、その全員から補助事業の実施について承諾が得られていること。
- ⑦ 建替え後の住宅は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という。）に適合すること。

3. 対象経費

補助対象となる建替え工事は、一般診断又は精密診断法による耐震診断により地震に対する安全性の評価を行った結果、上部構造評点が1.0未満の住宅を現行基準を満たす住宅へ建替えるための工事です。

また、建替え工事においては、工事監理に要する費用は補助対象となりませんが、建築士法第2条第8項に規定する工事監理を行う建築士により実施することが補助条件となります。

建替え〈工事のみ〉及び〈設計+工事〉の要件等について

4. 補助率及び補助金の額

(工事のみ)

補助対象工事経費に補助率（23%以内）を乗じて得た額又は60万円のいずれか低い方の額（千円未満は切捨て）

(設計+工事)

【緊急①】 昭和56年5月31日以前に着工したもの、又は高齢者等(65歳以上、直近の年度の住民税が課税されていない世帯、又は障がい者等で市長が認める者)居住世帯であるもの

補助対象工事経費に補助率（10分の9以内）を乗じて得た額、又は157.5万円のいずれか低い方の額（千円未満は切捨て）

【緊急②】 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までの間に着工したもの

補助対象工事経費に補助率（60分の53以内）を乗じて得た額又は132.5万円のいずれか低い方の額（千円未満は切捨て）

【一般】 上記の緊急以外のもの

補助対象工事経費に補助率（5分の4以内）を乗じて得た額又は115万円のいずれか低い方の額（千円未満は切捨て）

5. その他の条件

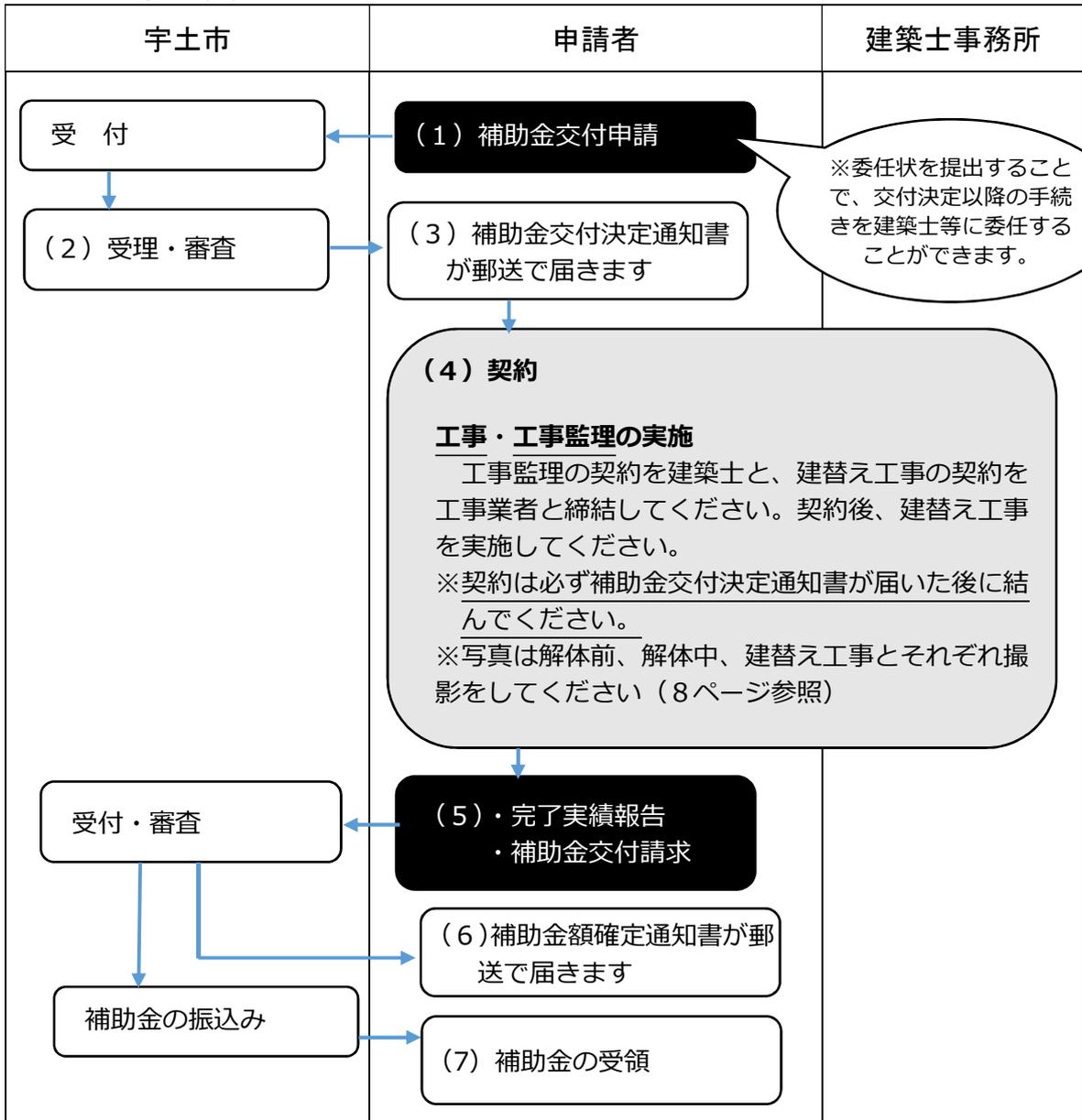
- ・ 建替えの結果、地震に対して安全な構造となるもの
- ・ 建替え工事監理者が工事監理するもの
- ・ 補助対象住宅が、建築基準法に係る違反のないもの
- ・ 過去にこの制度又はその他の補助金の交付を受けて耐震改修設計、耐震改修工事、建替え工事、耐震シェルター工事を行っていないもの

6. 手続きの流れ・・・P7～10の手続きの流れ(A)による。

手続きの流れ (A)

耐震改修 (工事のみ、設計のみ)
建替え (設計+工事、工事のみ)

<フロー図 (A) >



(1) 補助金交付申請

最初に行う申請です。

申請者

次の書類を用意し、提出してください。
申請書類の作成が困難なものは、建築士へ作成を依頼してください。



手続きの流れ (A)

耐震改修 (工事のみ、設計のみ)
建替え (設計+工事、工事のみ)

◆補助金交付申請書類

確認欄	提出書類	改修		建替	入手先
		設計のみ	工事のみ	—	
	① 補助金交付申請書 (様式第1号)	○	○	○	
	② 補助事業実施計画書 (建替え: 様式第4号) (建替え一括一般: 様式第5の3号) (建替え一括緊急: 様式第5の5号)	○ (2号)	○ (3号)	○	建築士へ 依頼
	③ 工程表	—	○	○	建築士へ 依頼
	④ 申請者の住民票の写し (個人番号が記載されていないもの)	○	○	○	
	⑤ 工事及び工事監理の見積書の写し	○	○	○	建築士へ 依頼
	⑥ 収支概算書 (様式第6号)	○	○	○	建築士へ 依頼
	⑦ 住宅の所有者がわかる書類の写し (登記事項証明書又は固定資産課税証明書)	○	○	○	
	⑧ 市税等を滞納していないことを証明する書類 又は宇土市補助金交付規則に定める同意書	○	○	○	
	⑨ 宇土市戸建て木造住宅耐震改修等事業承諾書 (様式第7号) ※共有者がいる場合に提出	○	○	○	
	⑩・建築確認済証の写し又は当該住宅の建築年月日 がわかるもの ・平成12年6月以降着工の住宅は、罹災証明書 (罹災報告書)	○	○	○	
	⑪ 現況写真 (外観写真2方向以上)	—	○	○	建築士へ 依頼
	⑫・現況の各階平面図・現況の建物の耐震診断結果 の写し ・県の耐震診断士派遣事業で診断を行っていない 場合は耐震診断士の資格がわかる書類	○	○	○	建築士へ 依頼
	⑬ 設計の内容を確認できる書類 (平面図、詳細図等・確認済証の写し) (※交付申請時に提出できない場合は計画 の概要がわかるもの)	—	○	○	建築士へ 依頼
	⑭ 委任状 ※手続きを建築士等に委任する場合に提出	○	○	○	建築士へ 依頼
	⑮ 省エネ基準に適合することが確認できる書類	—	—	○	建築士へ 依頼
	⑯ 一括緊急で高齢者等居住世帯の場合は、高齢 者等を証明する書類	—	—	○	

(2) 受理・審査

補助金交付申請書の提出後、市は申請された住宅が補助対象となるかを、申請書類により審査を行います。

手続きの流れ (A)

耐震改修（工事のみ、設計のみ）
建替え（設計+工事、工事のみ）

(3) 補助金交付決定通知書が郵送で届きます

補助金交付申請書の審査結果に基づき、補助金交付決定通知書を郵送します。
補助金交付決定通知書が届いたら、工事及び工事監理の契約を結んでください。

★補助金交付決定通知書の日付より前に契約を結ぶと、補助を受けることができなくなります。必ず決定通知書の日付以降に契約を結んでください。

★交付決定通知書の記載の完了予定日までに完了実績報告の提出ができない場合は、事前に連絡ください。「完了期日変更報告」の提出が必要な場合があります。

(4) 契約、工事・工事監理の実施

補助金交付決定通知書が届いたら、契約を締結し、工事を実施してください。

◆ 工事写真について



本事業では、耐震改修の設計図書のとおり工事が適切に行われているのかを確認するため、工事写真の提出を求めています。

工事写真については、建築士（工事監理者）又は施行者が、次の工程ごとの写真を撮影してください。また、耐震改修工事に係るすべての工種（解体工事含む）及びすべての箇所を実施する必要があります。

写真により補強内容が確認できない場合は、引き剥がし等により確認を求められます。

※各写真には、番号を付し撮影位置がわかる図面（撮影位置図）を添付してください。
※撮影のポイントとしては、「対象部分」の写真だけでなく、「全景写真」や「工事看板の拡大写真」も併せて撮影してください。

着手前	・ 工事着手前の状況がわかる全景写真 ・ 既存の仕上状況が確認できる写真（補強箇所ごと）
補強材料、仕上材	・ 補強に使用する材料の写真、 ・ 仕上（復旧）に使用する材料の写真
仕上材等の解体完了時	・ 既存の壁内の状況が確認できる写真（補強箇所ごと）
補強部材取付作業時	・ 補強部材の取付の作業状況が確認できる写真（補強箇所ごと）
補強部材取付完了時	・ 補強状況（取付状況）が確認できる写真（補強箇所ごと）
補強工事完了後	・ 完了後の全景写真（着手前に撮影した場所から撮影） ・ 補強部分の補強後の仕上げ状況が確認できる写真（補強箇所ごと）

(5) 完了実績報告・補助金交付請求

最後に行う手続きです。

申請者

次の書類を用意し、提出してください。
申請書類の作成が困難なものは、建築士へ作成を依頼してください。



※ 委任状の提出により、申請者に代わって建築士等が書類を提出することができます。

手続きの流れ (A)

耐震改修 (工事のみ、設計のみ)
建替え (設計+工事、工事のみ)

◆ 完了実績報告、補助金交付請求書類

確認欄	提出書類	改修		建替	入手先
		設計のみ	工事のみ	—	
	① 完了実績報告書 (様式第 13 号)	○	○	○	建築士へ依頼
	② 補助事業に係る契約書の写し	○	○	○	建築士へ依頼
	③ 収支決算書 (様式第 14 号)	○	○	○	建築士へ依頼
	④ 工事監理報告書 (様式第 15 号)	—	○	○	建築士へ依頼
	⑤ 工事写真 (7 ページ参照)	—	○	○	建築士へ依頼
	⑥ 現況の各階平面図、補強計画及び設計図書。 工事費積算業務を行う場合は工事の見積書	○	—	—	建築士へ依頼
	⑦ 補助事業に係る領収書の写し	○	○	○	建築士へ依頼
	⑧ 耐震性を証明できる書類 (特に階数が 2 以下かつ床面積が 300 m ² 以下の建替の場合、 構造計算又は壁量などの基準による確認)	○	○	○	建築士へ依頼
	⑨ 省エネ基準への適合が確認できる書類	—	—	○	建築士へ依頼
	⑩ (交付申請時提出していない場合) 平面図、詳細図等、確認済証の写しを提出してください。	—	○	○	申請者が準備
	⑪ 補助金交付請求書 ※後日提出可	○	○	○	申請者が準備
	⑫ 通帳の写し (口座番号等確認できるもの) ※後日提出可	○	○	○	建築士へ依頼
	⑬ その他市長が必要と認めるもの	○	○	○	

※契約書に記載の契約額と領収書もしくは口座振込書の金額が違う場合は、説明ができる資料の準備をお願いします。(変更契約書等)

※書類の提出後、後日検査を行います。

(6) 補助金額確定通知書が郵送で届きます

完了実績報告書類①～⑩提出後、市が内容を確認し、補助金額確定通知書を郵送します。⑪～⑫の書類は、完了後できるだけ早く提出してください。

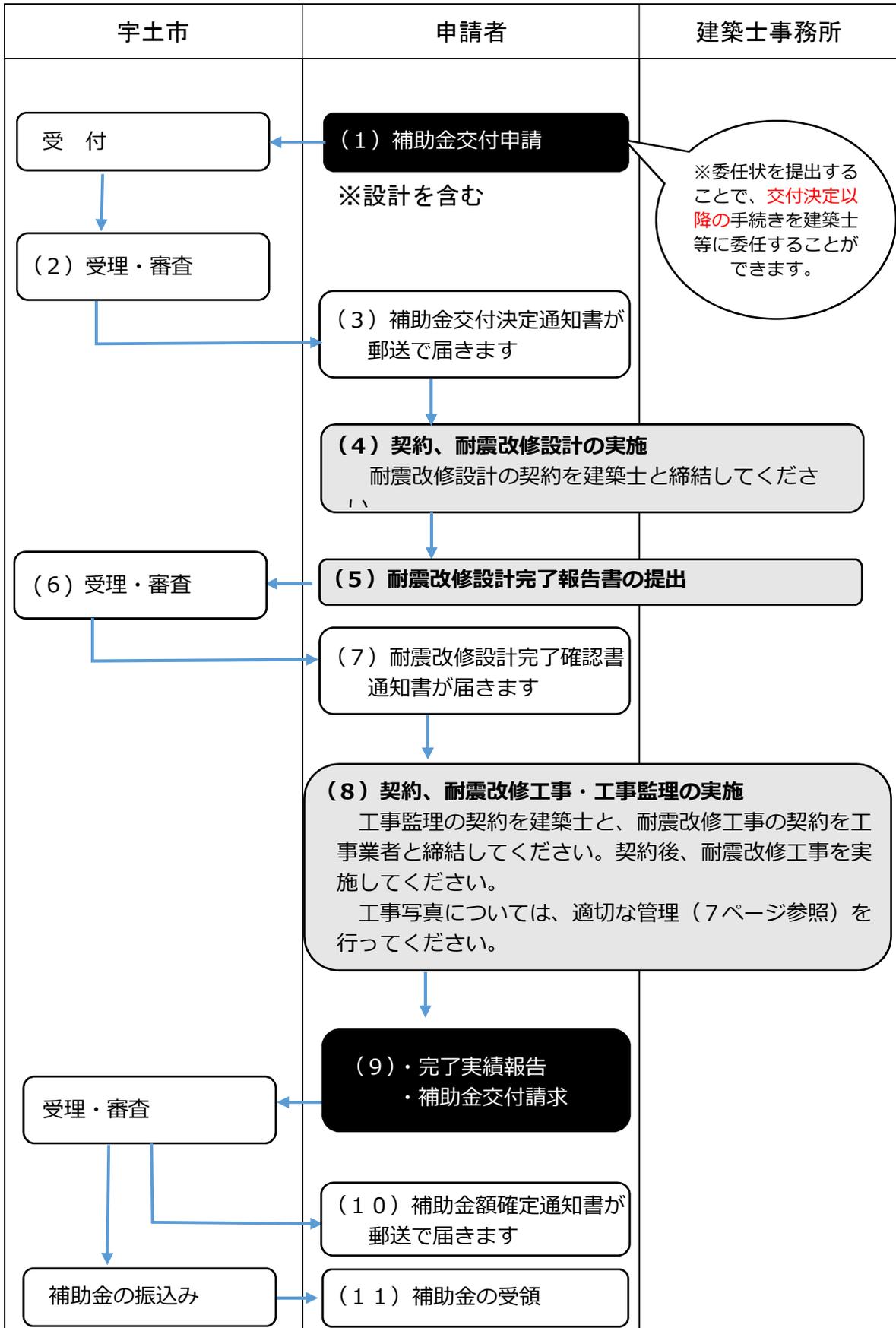
(7) 補助金の受領

補助金の振込みは、補助金交付請求書類⑪～⑫の提出後 1 か月ほどかかります。その後、通帳を確認し、補助金が振込まれていたら、本事業は完了となります。

手続きの流れ (B)

耐震改修 (設計+工事)

<フロー図(B)>



手続きの流れ (B)

耐震改修 (設計+工事)

(1) 補助金交付申請

最初に行う申請です。

申請者

次の書類を用意し、提出してください。
申請書類の作成が困難なものは、建築士へ作成
を依頼してください。



◆補助金交付申請書類

確認欄	提出書類	入手先
	① 補助金交付申請書 (様式第1号)	
	② 補助事業実施計画書 (一括補助一般: 様式第5号の2) (一括補助緊急: 様式第5号の4)	建築士へ依頼
	③ 申請者の住民票の写し (個人番号が記載されていないもの)	
	④ 補助対象経費が確認できる見積書等の写し (改修設計、工事監理、改修工事)	建築士へ依頼
	⑤ 収支概算書 (様式第6号)	建築士へ依頼
	⑥ 住宅の所有者がわかる書類の写し (登記事項証明書又は固定資産課税証明書)	
	⑦ 市税を滞納していないことを証明する書類 又は宇土市補助金等交付規則に定める同意書	
	⑧ 宇土市戸建て木造住宅耐震改修等事業承諾書 (様式第7号) (※補助対象住宅に、共有者がいる場合に提出)	
	⑨ 建築確認済証の写し又は当該住宅の建築年月日がわかるもの 平成12年6月以降着工の住宅は、罹災証明書 (罹災報告書)	
	⑩ 現況の建物の耐震診断結果の写し 県の耐震診断士派遣事業で診断を行っていない場合は耐震診断士の資格がわかる資料 (建築士免許証、耐震診断講習会受講修了証等) の写し	建築士へ依頼
	⑪ 委任状 ※交付決定以降の手続を建築士等に委任する場合に提出	建築士へ依頼
	⑫ 一括補助 (緊急) で高齢者等居住世帯の場合は、高齢者等を証明する書類	

(2) 受理・審査

補助金交付申請書の提出後、市は申請された住宅が補助対象となるかを、申請書類により審査を行います。

(3) 補助金交付決定通知書が郵送で届きます

補助金交付申請書の提出後、市が補助金額を審査して、**補助金交付決定通知書**を郵送します。

補助金交付決定通知書が届いたら、耐震改修設計の契約を結んでください。

★補助金交付決定通知書の日付より前に契約を結ぶと、補助を受けることができなくなります。必ず決定通知書の日付以降に契約を結んでください。

(4) 耐震改修設計完了報告書の提出

耐震改修設計が完了したら次の手続きを行ってください。

申請者

次の書類を用意し、提出してください。
申請書類の作成が困難なものは、建築士へ作成を依頼してください。



確認欄	提出類	入手先
	① 耐震改修設計完了報告書 (様式第12号の2)	建築士へ依頼
	② 契約書の写し	建築士へ依頼
	③ 現況の各階平面図	建築士へ依頼
	④ 補強計画及び設計図書	建築士へ依頼
	⑤ 耐震改修工事の見積書	建築士へ依頼
	⑥ 工程表	建築士へ依頼
	⑦ 現況写真 (外観写真2方向以上)	建築士へ依頼
	⑧ 耐震診断結果報告書の写し	建築士へ依頼
	⑨ その他市長が必要と認める書類	

(5) 耐震改修設計完了確認通知書が届きます

(6) 契約、耐震改修工事・工事監理の実施

耐震改修設計完了確認通知書が届いたら、耐震改修工事及び工事監理の契約を締結し、工事を実施してください。

耐震改修工事の補助対象となる業務は3ページをご覧ください。

◆ 工事写真について



本事業では、耐震改修の設計図書のとおり工事が適切に行われているのかを確認するため、工事写真の提出を求めています。

工事写真については、建築士（工事監理者）又は施行者が、次の工程ごとの写真を撮影してください。また、耐震改修工事に係るすべての工種（解体工事含む）及びすべての箇所を実施する必要があります。

写真により補強内容が確認できない場合は、引き剥がし等により確認を求められます。

※各写真には、番号を付し撮影位置がわかる図面（撮影位置図）を添付してください。
 ※撮影のポイントとしては、「対象部分」の写真だけでなく、「全景写真」や「工事看板の拡大写真」も併せて撮影してください。

着手前	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事着手前の状況がわかる全景写真 ・ 既存の仕上状況が確認できる写真（補強箇所ごと）
補強材料、仕上材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補強に使用する材料の写真、 ・ 仕上（復旧）に使用する材料の写真
仕上材等の解体完了時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の壁内の状況が確認できる写真（補強箇所ごと）
補強部材取付作業時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補強部材の取付の作業状況が確認できる写真（補強箇所ごと）
補強部材取付完了時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補強状況（取付状況）が確認できる写真（補強箇所ごと）
補強工事完了後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 完了後の全景写真（着手前に撮影した場所から撮影） ・ 補強部分の補強後の仕上げ状況が確認できる写真（補強箇所ごと）

(7) 完了実績報告・補助金交付請求

最後に行う手続きです。

申請者

次の書類を用意し、提出してください。
申請書類の作成が困難なものは、建築士へ作成を依頼してください。



※委任状の提出により、申請者に代わって建築士等が書類を提出することができます。

※書類の提出後、後日検査を行います。

◆ 完了実績報告、補助金交付請求書類

確認欄	提出類	入手先
	① 完了実績報告書 (様式第 13 号)	(建築士へ依頼)
	② 補助事業に係る契約書の写し	建築士へ依頼
	③ 収支決算書 (様式第 14 号)	建築士へ依頼
	④ 改修工事監理報告書 (様式第 15 号)	建築士へ依頼
	⑤ 工事写真 7 ページを参照 (着手前・補強材料、仕上材、仕上材等の解体完了時、使用する補強材全体、補強材の取付作業時、完了時、補強工事完了時等) (交付申請時提出していない場合: 平面図、詳細図等、確認済証の写しを提出してください。)	建築士へ依頼
	⑥ 耐震改修工事及びその工事監理の領収書の写し	建築士へ依頼
	⑦ 補助金交付請求書 ※後日提出可	申請者が準備
	⑧ 通帳の写し (口座番号等確認できるもの) ※後日提出可	申請者が準備
	⑨ その他市長が必要と認めるもの	



(8) 補助金額確定通知書が郵送で届きます

完了実績報告書類①～⑥の提出後、市が内容を確認し、補助金額確定通知書を郵送します。

⑦～⑧の書類は、額の確定後、できるだけ早く提出してください。

(9) 補助金の受領

補助金の振込みまでには、補助金交付請求書類④～⑥の提出後、1か月ほどかかります。

その後、通帳を確認し、補助金が振込まれていたら、本事業は完了となります。

耐震シェルター工事

※耐震シェルター工事については、補助要件を確認する必要がありますので、設置される場合は事前に 宇土市都市整備課 までご相談ください。

1. 対象となる耐震シェルター工事（経費）

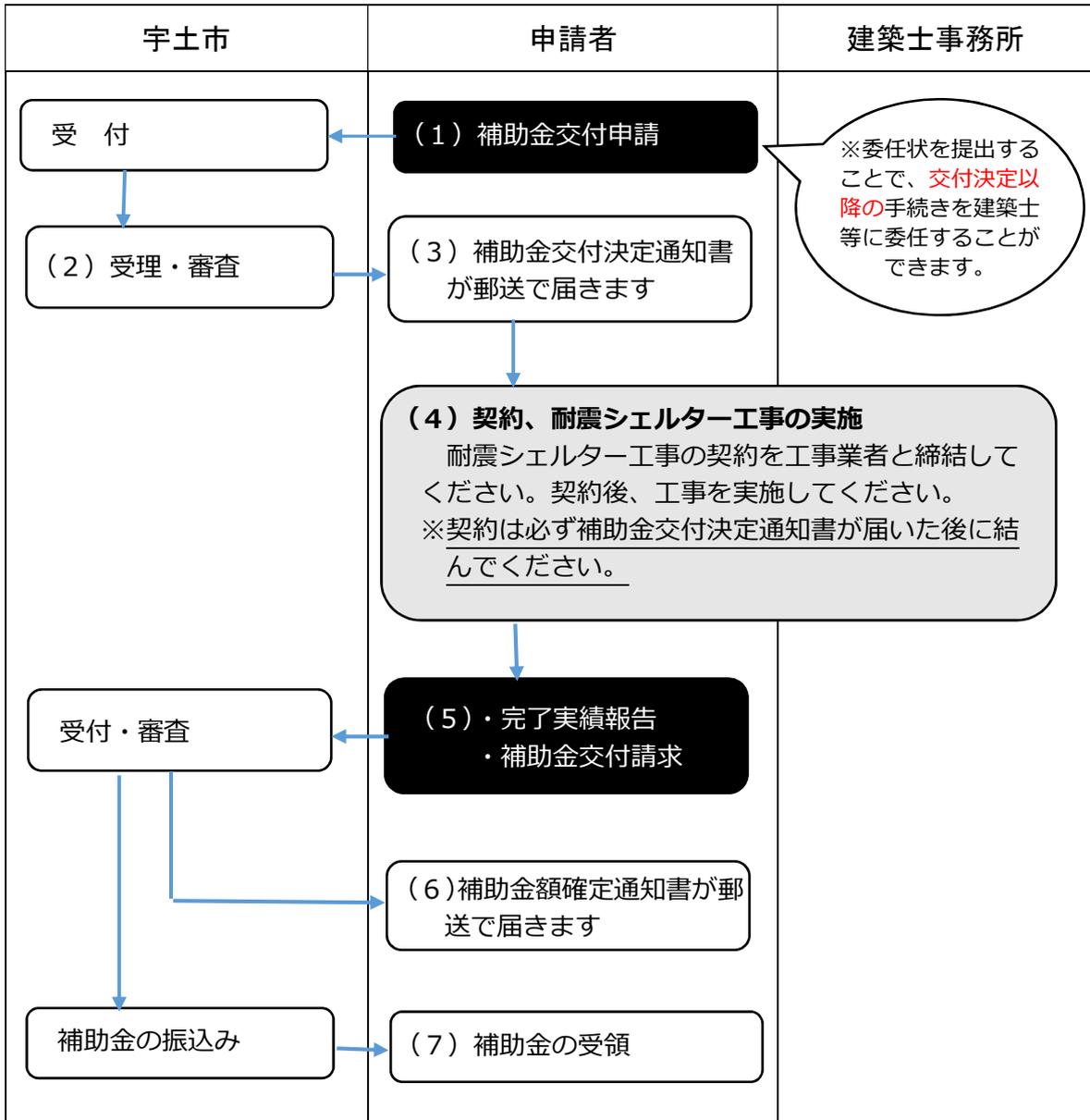
補助対象となる耐震シェルター工事は、倒壊の危険性がある住宅内の一部に木材や鉄骨で強固な箱型の空間を作り安全を確保するものです。

2. 補助率及び補助金の額

上記補助対象経費に補助率（2分の1以内）を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い方の額（千円未満は切捨て）

耐震シェルター工事

3. 補助事業の流れ



耐震シェルター工事

4. 事業の実施

(1) 補助金交付申請

最初に行う申請です。

申請者

次の書類を用意し、ご提出ください。
申請書類の作成が困難なものは、建築士へ作成を依頼してください。



◆補助金交付申請書類

確認欄	提出書類	入手先
	① 補助金交付申請書（様式第1号）	
	② 事業実施計画書（耐震シェルター工事）（様式第5号）	建築士へ依頼
	③ 工程表	建築士へ依頼
	④ 申請者の住民票の写し（個人番号が記載されていないもの）	
	⑤ 耐震シェルター工事の見積書の写し	建築士へ依頼
	⑥ 収支概算書（様式第6号）	建築士へ依頼
	⑦ 住宅の所有者がわかる書類の写し （登記事項証明書又は固定資産課税証明書）	
	⑧ 宇土市補助金交付規則に定める同意書 ※市税の滞納が無いことの証明書	
	⑨ 宇土市戸建て木造住宅耐震改修等事業承諾書（様式第7号） ※共有者がいる場合に提出	
	⑩ 建築確認済証の写し又は当該住宅の建築年月日がわかるもの	建築士へ依頼
	⑪ 現況写真（外観写真2方向以上）及び設置予定場所がわかる写真	建築士へ依頼
	⑫ 住宅が平成12年6月以降着工の住宅の場合は、住宅の耐震診断結果報告書または災証明書（全壊又は大規模半壊） 県の耐震診断補助事業で診断を行っていない場合は、耐震診断士の資格がわかる書類	建築士へ依頼
	⑬ 耐震シェルターの設計図書 ・平面図、詳細図 等 ・写真及び現況の耐震診断結果報告書 ・カタログ、認定書の写し ・施工方法のわかる図書	建築士へ依頼
	⑭ 委任状 ※交付決定後手続きを建築士等に委任する場合に提出	建築士へ依頼

耐震シェルター工事

(2) 受理・審査

補助金交付申請書の提出後、市は申請された住宅が補助対象となるかを、申請書類により審査を行います。

(3) 補助金交付決定通知書が郵送で届きます

補助金交付申請書の審査結果に基づき、補助金交付決定通知書を郵送します。
補助金交付決定通知書が届いたら、耐震シェルター工事の契約を結んでください。

★補助金交付決定通知書の日付より前に契約を結ぶと、補助を受けることができなくなります。必ず決定通知書の日付以降に契約を結んでください。

(4) 契約、耐震シェルター工事の実施

補助金交付決定通知書が届いたら、耐震シェルター工事の契約を締結し、工事を実施してください。

(5) 完了実績報告・補助金交付請求

最後に行う手続きです。

申請者

次の書類を用意し、提出してください。
申請書類の作成が困難なものは、建築士へ作成を依頼してください。



※ 委任状の提出により、申請者に代わって建築士等が書類を提出することができます。

◆ 完了実績報告、補助金交付請求書類

確認欄	提出書類	入手先
	① 完了実績報告書（様式第 13 号）	（建築士へ依頼）
	② 補助事業に係る契約書の写し	建築士へ依頼
	③ 収支決算書（様式第 14 号）	建築士へ依頼
	④ 工事写真	建築士へ依頼
	⑤ 耐震シェルター工事の領収書の写し	建築士へ依頼
	⑥ 補助金交付請求書 ※後日提出可	申請者が準備
	⑦ 通帳の写し（口座番号等を確認できるもの）	申請者が準備
	⑧ その他市長が必要と認めるもの	

耐震シェルター工事

(6) 補助金額確定通知書が郵送で届きます

完了実績報告書類①～⑤の提出後、市が内容を確認し、補助金額確定通知書を郵送します。

⑥～⑦の書類は、完了後できるだけはやく提出してください。

(7) 補助金の受領

補助金の振込みまでには、補助金交付請求書類③、④の提出後、1か月ほどかかります。その後、通帳を確認し、補助金が振込まれていたら、本事業は完了となります。



画像はイメージです。

その他の手続きについて

その他の手続きについて

◆ 申請内容が変更になった場合

耐震改修設計又は耐震改修工事の途中で、申請した内容（費用、工法、耐震性の評価等）に変更があったときは、変更の手続きが必要な場合がありますので、すみやかに都市整備課までお問合せください。

◆ 辞退する場合

補助事業を途中で辞退する場合は、補助事業中止（廃止）届（様式第11号）を提出する必要があります。

その際、補助金を受け取ることができません。また、既に建築士・工務店などが業務を行っている場合の費用は申請者の負担となりますのでご注意ください。

よくある質問

問 1. 伝統的構法は、補助対象となるか。

答 1 : 昭和 25 年以前着工の伝統的構法の住宅でも、補助対象となります。
この場合、伝統的構法により耐震診断・設計等ができる建築士は限られるため、設計等ができる建築士へ依頼する必要があります。

※「伝統的構法」とは、柱・梁等の主要構造部が木材で作られており、貫、さし鴨居、土壁等が多く用いられている日本古来の木造軸組のこと。主に建築基準法制定（昭和 25 年）以前に建てられている。

問 2. 木造の店舗や事務所、アパートなどは補助対象とならないのか。

答 2 : 本事業は戸建て木造住宅を対象としており、店舗や事務所、アパートなどは補助対象としていません。ただし、店舗等の用途を兼ねる戸建て木造住宅（店舗等の用途に供する部分の床面積が延床面積の 2 分の 1 未満の住宅母屋に限る）については、主用途が住宅であるとみなして、店舗等の部分も含めて事業対象となります。

問 3. 増築した部分がある場合、建築時期の取り扱いはどうなるのか。

答 3 : 現存する最も着工時期が早い部分により全体を取り扱います。
ただし、建築基準法により増築時に既存部分の耐震化が必要な場合で、なされていない場合には、建物全体が違反建築物となり、補助対象とできません。
増築時に既存部分の耐震化が必要であったかについては、県央広域本部景観建築課（熊本市中央区水前寺 6 丁目 18-1 防災センター 5F 電話 096-333-2793）におたずねください。

問 4. 住宅の所有者以外が本事業へ申込むことは可能か。

答 4 : 原則として、申請者は住宅の所有者としていますが、所有者が故人である場合や所有者の障がい、入院など、やむを得ない場合は、必要な書類を提出することで、代理の方でも補助対象者とする事ができるものとします。
ただし、代理者の範囲は、当該住宅に居住されている配偶者または 2 親等以内の方（父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹）とします。

問 5. 共有者とは何か。また、共有者が故人の場合どうなるのか。

答 5 : 対象住宅の登記簿上の所有者（権利者）が複数いる場合の所有者のことで、共有者が故人の場合は、除籍謄本など、その方が亡くなられていることが分かる書類を添付してください。

問 6. 購入予定の中古住宅を購入前に補助対象とできないか。

答 6 : 登記・引き渡し前に買主が補助を受けることができる場合があります。申請時に売買契約書の提示及び写しの提出等が必要です。また、引き渡し後又は改修後にすみやかに居住されることが必要です。

問 7. 申請住宅に現に居住者がいないが改修後に住む予定の場合は補助対象とならないのか。

答 7： 現に居住者がいない場合は、誓約書（耐震改修工事後にすみやかに住むこと及び現に住んでいる場所が自己所有の場合は転居が必要な理由を示したもの）を提出してください。耐震改修後に申請住宅に住む見込みがあると認められる場合は補助対象としています。誓約書の他に、現に住んでいる場所の住民票の写しなどの提出が必要です。

問 8. 建築確認済証と住宅の所有者がわかるもの（登記事項証明書など）は両方必要なのか。

答 8： 建築確認済証により住宅の建築年や手続きがなされているかを確認することができますが、住宅の所有者については、確認できません。それぞれ証明する内容が異なるため、建築確認済証と住宅の所有者がわかるもの（登記事項証明書など）の両方が必要です。どうしても揃わない場合はご相談ください。

問 9. 応急修理との併用は可能か。

答 9： 個々の施工内容について応急修理（公費）と耐震改修補助を重複して受けることはできません。
同じ家の中でも、応急修理（公費）の施工内容と耐震改修補助の施工内容が別々にあることは差支えありません。

問 10. 一般診断法における劣化のチェック項目は、全て耐震改修工事の対象か。

答 10： 耐震診断のうち一般診断法では、表面の劣化等の状態から内部の構造部分の性能を推定する場合がありますが、表面の補修は必ずしも耐震化補助の対象となりません。
例えば、筋交いを追加するために必要な表面仕上げの撤去・復旧は補助の対象となりますが、単なる表面仕上げの補修は、一般診断でチェック項目となった場合でも補助の対象となりません。

問 11. 既に着手あるいは完了している耐震改修設計・耐震改修工事は、補助対象となるのか。

答 11： 平成 28 年 4 月 14 日～平成 29 年 9 月 29 日までに契約されたもので、事業未着手であること以外の本事業の要件を満たす場合は、補助対象となる場合がありますので、お問合せください。

問 12. 補助交付申請書等は郵送で提出してよいか。

答 12： 郵送では受け付けておりません。
必要書類を添付の上、宇土市都市整備課まで直接提出をお願いします。提出時に内容についてお尋ねする場合があります。

問 13. 地盤の改良や基礎の補強も耐震には有効と思われるが、補助対象となるのか。

答 13： この制度は、あくまで上部構造が対象であり、地盤については対象となりません。ただし、基礎の補強については、耐震診断の結果、耐震性の向上に有効であると判断された場合は補助対象となります。

問 14. 耐震改修設計を行う建築士や工事監理者、施工業者は自由に選べるのか。

答 14： 耐震改修設計を行う建築士および工事監理者については、木造住宅耐震診断講習会の修了証の交付を受けた建築士であれば自由に選ぶことができます。施工業者については特に条件はなく、自由に選ぶことができます。

問 15. 耐震改修設計等を行う建築士等を紹介してほしい。

答 15： 特定の業者の紹介は行っておりませんが、次のホームページに講習会受講者等の情報が掲載されています。

- ・ 熊本県「建築物耐震診断・耐震改修設計等技術者情報」
<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/115/4513.html>
- ・ 一般財団法人日本建築防災協会「耐震診断・耐震改修実施事務所一覧」
<https://www.kenchiku-bosai.or.jp/seismic/>
耐震診断、耐震改修実施事務所・事業者 を確認してください。

また、各建築関係団体における耐震改修設計等を行う会員については各団体にお尋ねください。

- (一社) 熊本県建築士事務所協会 電話 096-371-2433
- (公社) 熊本県建築士会 電話 096-383-3200、
- (一社) 熊本県建築協会 電話 096-364-2122

問 16. 耐震診断、耐震改修設計を行わずに耐震改修工事を行いたいが可能か。

答 16： 耐震改修工事を行うためには、耐震診断、耐震改修設計が不可欠です。耐震診断を行うことで、住宅のどの部分が地震に弱いのが分かります。その後、改修設計を行うことで、どこをどのように補強すればよいのが分かり、耐震改修工事の設計図を作成することができます。診断・設計なしに補強を行っても耐震診断、耐震改修設計をせずに耐震改修工事を行うことは、病院で医師の診断を受けずにいきなり手術を行うようなものです。

建築士による無料住宅相談（耐震関係）のご案内

- 【場 所】 一般社団法人熊本県建築住宅センター
熊本市中央区水前寺 6 丁目 32-1
- 【開催日時】 (毎月第 1、第 3 水曜) 13 時～16 時
※事前予約が必要です。
電話 096-385-0771
<http://www.bhckuma.or.jp>

※耐震設計、改修、建替え、耐震シェルターの補助制度については、宇土市役所都市整備課へおたずねください。